

# 緊急消防援助隊情報

## 首都直下地震における緊急消防援助隊 アクションプランの見直し

広域応援室

### 1 見直しの趣旨・目的

緊急消防援助隊として必要な部隊や装備について総務大臣が定める、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき、南海トラフ地震、首都直下地震等の著しい地震災害が想定される大規模地震については、消防庁長官が、当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしています。

今般、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日 中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）が策定されたことを踏まえ、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」（平成15年12月）を全面的に見直すとともに、名称を「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）に変更しました。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱により運用されることとなります。

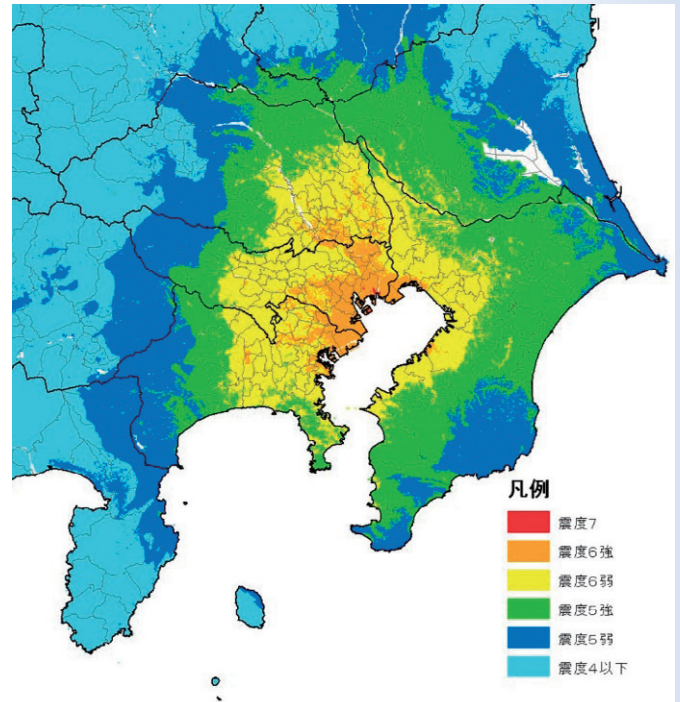
### 2 概要

#### (1) 想定する地震等

- ア 想定する地震：都心南部直下地震
- イ モーメントマグニチュード：7.3

#### (2) 適用基準

- ア 本アクションプランは、東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用することとしています。
- イ 上記アの条件を満たす地震が発生した場合の他、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用することとしています。



震度分布（都心南部直下地震）

### (3) 運用方針

#### ア 隊の一斉投入

従前のアクションプランは、被害状況に応じて緊急消防援助隊を順次投入としていましたが、本アクションプランにおいては、首都直下地震発生後、主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）（以下「受援都道府県」という。）以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に投入し、迅速な対応を図ることとしています。

特に、被害が想定されない都道府県に対しては、本アクションプランの適用と同時に統合機動部隊及び指揮支援部隊長の出動の指示を行い、初動時の迅速性を確保します。

#### イ 指揮支援部隊の出動

指揮支援隊は、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊



に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動等を実施します。

#### ウ 都道府県大隊の出勤

都道府県大隊は、受援都道府県以外の出勤可能な全ての隊が出動します。なお、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施します。

また、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動等にも対応できるように隊を編成します。

#### エ 航空小隊の出勤

航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する6隊以外の出勤可能な全ての隊が出動し、情報収集、消火・救助・救急活動等を実施します。特に、首都直下地震において想定される火災に効果的に対応できるよう、消火活動を担う航空小隊を1編成5機とし、あらかじめ指定しています。



空中消火訓練（浜松市消防局提供）

#### オ 進出拠点

応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、進出する際の進出目標として進出拠点を定め、都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県ごとに1か所ずつあらかじめ指定しています。

#### カ 多様な進出手段

空路や海路について多様な進出手段をあらかじめ想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処できるよう計画しています。

#### (ア) 陸路

具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な進出拠点へ進出することとしています。

#### (イ) 空路

遠方からの迅速な進出のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画しています。

#### (ウ) 海路

北海道大隊、沖縄県大隊の進出のため、民間フェリーを活用することとし、候補ルートを計画しています。



自衛隊輸送機による部隊の進出訓練  
（平成28年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練：  
福岡市消防局提供）

### 3 おわりに

消防庁では、今後、本アクションプランが的確に実行できるよう訓練や研修を実施するとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

なお、本アクションプランの詳細につきましては、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) に掲載していますのでご参照ください。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課広域応援室  
TEL: 03-5253-7527（直通）